

## 独立役員届出書

## 1. 基本情報

会社名	株式会社エニゲモ			コード	3665
提出日	2023/4/5	異動(予定)日	2023/4/27		
独立役員届出書の提出理由	社外役員を新たに独立役員として指定するため				
<input checked="" type="checkbox"/> 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している(※1)					

## 2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役/ 社外監査役	独立役員	役員の属性(※2・3)													異動内容	本人の 同意
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当 なし		
1	小田島伸至	社外取締役	○												○			有
2	雨宮哲二	社外取締役	○													○		有
3	西本強	社外取締役	○													○		有
4	江戸川泰路	社外取締役	○										△					有
5	高原明子	社外取締役	○													○	新任	有

## 3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明(※4)	選任の理由(※5)
1	小田島伸至氏は、当社の主要株主であるソニーグループ株式会社の業務執行者であります。	ソニーグループ株式会社にて赴任先のデンマークで液晶ディスプレイ販売事業の売上をゼロから数年で数百億円規模まで拡大させた後、同社にて本社事業戦略部門を経て新規事業創出プログラムを立案、立ち上げし、新規事業創出部の統括部長を務められており、その豊富な経験と高い見識を、事業のグローバル展開と拡大を進める当社経営に反映するとともに、社外の独立した立場から、取締役会の意思決定機能及び経営監督機能の強化に貢献を期待できると判断しております。 なお、ソニーグループ株式会社は当社の株主ではありますが、経営上の支配関係は存在せず、同氏は東京証券取引所が定める独立性基準を満たしており、独立性、中立性において当社の一般株主と利益相反が生じる恐れのないことから独立役員に指定いたしました。
2		アパレル系事業会社における業務経験に基づく、ビジネス・財務・会計等に関する業界知識と、管理職としての経験に基づく実践的な見識と成熟した判断能力と良識を備えていると判断し、当社の監査等委員である取締役として選任しております。独立した立場であり、当社の一般株主と利益相反が生じる恐れのないことから独立役員に指定いたしました。
3		会社法(コーポレート・ガバナンス、コンプライアンス、M&A、株主総会運営、金融商品取引法、独禁法、代表訴訟等)に定評があり、上場会社として法的視点でガバナンスを強化でき、さらにグローバル展開での法律にも土地勘があるため、当社の監査等委員である取締役として選任しております。また、独立した立場であり、当社の一般株主と利益相反が生じる恐れのないことから独立役員に指定いたしました。
4	江戸川泰路氏は、2019年6月まで当社の会計監査人であるEY新日本有限責任監査法人のパートナーでありました。	当社事業に理解が深く、公認会計士としての豊富な業務経験とリスクマネジメント等に係る幅広い見識を有しており、当時の仕事を通して、専門の見地の深さと広さにおける信頼感・人間性も踏まえ、客観的な立場から取締役の職務執行等に関する監査を行う当社の独立役員として適切であるため、当社の監査等委員である取締役として選任しております。また、独立した立場であり、当社の一般株主と利益相反が生じる恐れのないことから独立役員に指定いたしました。
5		日本のインターネット黎明期から、インターネットを活用した様々な事業のスタートアップに携わり、主に、サービス企画・業務設計、資金調達、監査業務等のビジネスサイドの経験、実績をはじめとした専門性を有しており、当社のガバナンス体制強化と取締役の職務執行の監査を期待できることから、当社の監査等委員である取締役として選任しております。また、独立した立場であり、当社の一般株主と利益相反が生じる恐れのないことから独立役員に指定いたしました。

## 4. 補足説明

--

- ※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。
- ※2 役員の属性についてのチェック項目
- 上場会社又はその子会社の業務執行者
  - 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与(社外監査役の場合)
  - 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
  - 上場会社の親会社の監査役(社外監査役の場合)
  - 上場会社の兄弟会社の業務執行者
  - 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
  - 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
  - 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
  - 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
  - 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
  - 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
  - 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- 以上のa~lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。
- ※4 a~lのいずれかに該当している場合には、その旨(概要)を記載してください。
- ※5 独立役員の選任理由を記載してください。